

いじめ防止基本方針

～安心・安全な学校づくり～

令和4年4月

古河市立上辺見小学校

いじめの未然防止

1 「いじめ」についての共通理解

全職員に「いじめ」についての共通理解の徹底を図る。

【いじめの定義】 ～いじめ防止対策推進法（H25.9.28） 第二条（定義）より

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童と一定の人的関係にある他の児童が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童が心身の苦痛を感じているものをいう。

【留意点】

- ・ 個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた児童の立場に立つことが必要。
- ・ いじめには多様な様態があることに鑑み、いじめに該当するか否かを判断するに当たり、「心身の苦痛を感じているもの」との要件が限定して解釈されることのないよう努める。
- ・ いじめの認知は、特定の教職員のみによることなく、いじめ問題対策チームを活用して行う。
- ・ 「一定の人的関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級の児童や、塾やスポーツクラブ等当該児童が関わっている仲間や集団など、当該児童と何らかの人的関係を指す。
- ・ 「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理矢理させられたりすることなどを意味する。
- ・ けんかやふざけあいであっても、見えないところで被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断するものとする。
- ・ 行為の対象となる児童本人が心身の苦痛を感じるに至っていないケース（例えば、インターネット上で悪口を書かれていたことを本人が知らずにいるような場合）についても、加害行為を行った児童に対する指導等については、「法」の趣旨を踏まえた適切な対応が必要。
- ・ いじめられた児童の立場に立って、いじめに当たると判断した場合において、その全てが厳しい指導を要する場合であるとは限らない。下記のような場合、「いじめ」という言葉を使わずに指導するなど、柔軟に対応する。
 - * 好意から行った行為が意図せずに相手に心身の苦痛を感じさせてしまったような場合
 - * 軽い言葉で相手を傷つけたがすぐ謝罪し、指導によらずして良好な関係を再構築した場合ただし、これらの場合であっても、法が定義するいじめに該当するため、いじめ問題対策チームにおいて情報共有することは必要。

2 校内生徒指導体制の充実

- 校長のリーダーシップの下に、いじめ問題対策チームを設置する。
- 子どもや保護者からの相談や訴えについては、どんな些細なことでも校長、教頭に報告する。
- いじめの判断は組織で行うこととし、判断した場合は、校長、教頭、生徒指導主事に相談の上、組織的に対応する。
- 職員会議の児童理解において、いじめの芽がないか定期的に情報交換する。
- 生徒指導部が中心となり、児童の実態を見ながらいじめについての指導（集会での話等）を行う。

いじめ問題対策チーム				
学級担任	生徒指導主事	養護教諭	教務主任	教頭
○自分の学級にもいじめはあり得るとの認識で、子どもたちの日々の生活に目を配る。	○各学年の子どもたちの状況を把握し、いじめに関する情報の集約担当者となる。	○学級担任が気づきにくい子どもたちの様々な問題の把握に努め、「心の居場所」づくりに努める。	○どの学級にもいじめはあり得るという認識を持って学校内のいじめの把握に努める。	○校内のいじめの実態とその指導状況の把握に努め、適切な対応について全教職員の理解を図る。
○授業中に言葉をかけたり、休み時間に一緒に遊んだりするなど、可能な限り子どもたちと積極的にふれあうようにする。	○生徒指導部会、職員会議などの場でその解決策についてリーダーシップを発揮する。	○訴えてきた子どもたちの心情を十分に受け止め、信頼され、安心できる保健室の雰囲気づくりに努める。	○担任と共に問題解決にあたる姿勢を示し、いじめの情報を積極的に企画会議等で知らせる。	○実践的な職員研修の場を設定し、全教職員が生徒指導の専門的指導技術を身に付ける体制をつくる。
○いじめが発生したり、いじめのサインをとらえたりした場合は、他の教職員との連携を図る。	○校長、教頭にいじめについての幅広い情報を提供し、率先して問題解決にあたる。	○把握したいじめの情報を担任や生徒指導主事、校長、教頭に伝え、解決に向けて有効な対策を講じる。	○学校内のいじめについて、生徒指導主事や校長、教頭に報告し指導を受ける。また、他の教職員との連携を図る。	○いじめに関することについて校長に報告し、その指導の下に全校体制での取組を推進する。
○子どもや保護者からの相談や訴えについては、どんな些細なことでも誠意を持って対応する。	○学校、家庭、地域一体となった指導を進めるため、関係機関・団体との連携を積極的に進める。	○担任と十分な連絡を取り、家庭との連携を密にして、問題の解決に努める。	○学校の指導方針について保護者の理解を深めるため、積極的に情報の収集や提供に努める。	○PTAや関係機関・団体との協力体制を確立し、開かれた学校づくりに努める。

3 わかる授業づくり

いじめの加害の背景には、勉強や人間関係等のストレスが関わっていることを踏まえ、授業についていけない焦りや劣等感などが過度のストレスとならないよう、一人一人を大切にしたり分かりやすい授業づくりを進める。

- 「分かった」「できた」が実感できる授業づくり
児童がより能動的に課題を設定し、児童全員の主体的な参加を促すとともに、まとめやふり返りの時間を確保する。
- 学習指導の場における積極的な生徒指導
学習指導に際し、児童生徒に自己存在感を与えること、共感的な人間関係を育成すること、自己決定の場を与え自己の可能性の開発を援助することの二つの視点に留意する。
- 学び合い学習
「つなぐ」ことを意識し、学習過程や学習形態を工夫し、全ての児童が授業に参加でき、授業場面で活躍できるようにする。
- 教職員の学び合い
教職員が互いの授業を参観し、互いにアドバイスし合うことで授業改善を図る。

4 道徳教育や人権教育等の充実

学校の教育活動全体を通じた道徳教育や人権教育の充実により、他人の気持ちを共感的に理解できる豊かな情操を培い、自他の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重する態度を養う。

- 「考え、議論する道徳」
いじめに関する事例を取り上げ、児童が自分自身のこととして、多面的・多角的に考え、議論していくような授業を積極的に行う。
- 人権教育
学級活動や朝の会などで、言われたりされたりしたら嫌なこと、言われて嬉しかった経験やされて嬉しかった経験をそれぞれの立場になって考え、いじめを許さない意識の高揚を図る。
- 「人権標語」の募集の実施
「いじめの防止」「人権を守る」をテーマに全員が標語を書き、クラスで紹介した後、学級の代表作を選び、全校に紹介する。
- アンガーマネジメント
自らの怒りを解消させるために暴力や暴言に訴えることのないよう、怒りの感情が起こった際の対処方を学ぶ場を設定する。（「自分の感情の動きや行動パターンへの気付き」「感情カードの使用」「6秒カウントダウン」「怒りの点数化」等。）

5 規範意識の育成

校内での規律や授業中の規律を定着させることで、規範意識を高めるとともに、児童が安心して学ぶことができる環境を作る。

- 問題行動への対処
「社会で許されない行為は、学校においても許されない」といった毅然とした指導方針を示し、「社会の一員」としての責任と義務を指導する。
- あいさつの習慣化
通学班を活用して、あいさつ運動などに取り組みあいさつの習慣化を図る。
- 学習規律の徹底
学校として揃えていくべき事柄を全教職員で確認し、徹底して指導する

6 いじめの早期発見

- 児童理解…毎月1回
職員会議の場を利用して児童の様子について情報交換し、いじめの早期発見に努める。
- 生活アンケート…毎月1回
記名式による定期的な点検を実施し、いじめの早期発見に努める。
- 教育相談…学期1回
学級担任が所属児童全員に対し教育相談を行い、一人一人の児童と向き合う中で、いじめをはじめとする児童の悩みごとの早期発見に努める。

いじめの対応

7 早期対応

(1) いじめに対する処置

いじめを発見し、または相談を受けた場合は、特定の教職員で抱え込まず、速やかにいじめ問題対策チームに対し、いじめに係る情報を報告し、組織的な対応につなげる。そして、いじめの事実の有無の確認を行うための措置を講ずるとともに、いじめに係る情報を適切に記録し、その結果を教育委員会に報告する。

いじめの事実を確認した場合には、徹底して被害児童を守り通すとともに、加害児童に対しては、当該児童の人格の成長を旨として、教育的配慮の下、毅然とした態度で指導する。

また、被害児童、加害児童双方の家庭にいじめの実態や経緯等について連絡し、家庭の協力を求めるとともに、いじめを見ていたり、周りではやし立てたりしていた児童に対する指導により、同種の事態の発生の防止に努める。

(2) 児童や保護者への対応

【いじめを受けている児童への対応策】

- 1 いじめられている子どもを必ず守り通すという姿勢を明確に示し、安心させるとともに、教師、養護教諭等の誰かが必ず相談相手になることを理解させる。
- 2 決して一人では悩まず、必ず親や教師など誰かに相談すべきことを十分指導する。
- 3 いじめの事実関係を正しく把握することが必要であるが、その場合、冷静に、じっくりと子どもの気持ちを受容し、共感的に受け止め、心の安定を図る。
- 4 いじめた子どもを謝らせたり、双方に仲直りの握手をさせたりしただけで、問題が解決したなどという安易な考えを持たずに、その後の行動や心情をきめ細かに継続して見守る。
- 5 子どもの長所を積極的に見つけ、認めるとともに、自ら進んで取り組めるような活動を通してやる気を起こさせ、自信を持たせる。
- 6 いじめられている子どもを守り通すとの観点から、場合によっては、緊急避難としての欠席や転校措置等弾力的に対応をする。

【いじめを行っている児童への対応策】

- 1 まず、いじめられた児童生徒の心理的・肉体的苦痛を十分理解させ、いじめが人間として許されない行為であることを分からせる。
- 2 当事者だけでなく、いじめを見ていた子どもからも詳しく事情を聴き、実態をできるだけ正確に把握する。
- 3 集団によるいじめの場合、いじめていた中心者が、表面に出てこないことがある。いじめの集団内の力関係や一人一人の言動を正しく分析して指導する。
- 4 いじめていた子どもがどんなことがいじめであるのか分かっていない場合も考えられるので、何がいじめであるのかを分からせる。
- 5 いじめた子どもの不満や充足感を味わえない心理等を十分理解し、学校生活に目的を持たせ、人間関係や生活体験を豊かにする指導を根気強く継続して行う。

- 6 いじめが解決したと見られる場合でも、教師の気づかないところで陰湿ないじめが続いていることも少なくないので、そのときの指導によって解決したと即断することなく、継続して十分な注意を払い、折に触れて必要な指導を行う。
- 7 十分な指導にも関わらず、なおいじめが一定の限度を超える場合には、いじめられている子どもを守るために、いじめる子どもに対して出席停止措置や警察等の協力を得た厳しい対策をとる。出席停止になった子どもには立ち直りのため、個に応じた指導を工夫する。

【いじめを受けている児童の保護者への対応策】

- 1 いじめの訴えはもちろんのこと、どんな些細な相談でも真剣に受け止め、誠意ある対応に心がける。
- 2 家庭訪問をしたり、来校を求めたりして話し合いの機会を早急に持つ。その際、不安と動揺の心で来校する保護者の気持ちを十分に受け止めて、対応策について協議する。また、学校として、いじめられている子どもを守り通すことを伝える。
- 3 いじめについて、学校が把握している実態や経緯等を隠さずに保護者に伝える。
- 4 学校での様子について、その都度家庭に連絡するとともに、必要に応じて個別の面談や家庭訪問を行うなど、解決するまで継続的に保護者と連携を図る。
- 5 必要な場合は、緊急避難としての欠席も認められることを伝える。
- 6 家庭においても子どもの様子に十分注意してもらい、子どものどんな小さな変化についても学校に連絡してもらうように要請する。

【いじめを行っている児童の保護者への対応策】

- 1 いじめの事実を正確に伝え、いじめられている子どもや保護者のつらく悲しい気持ちに気づかせる。
- 2 教師が仲介役になりいじめられた子どもの保護者と協力して、いじめを解決するため保護者同士が理解し合うように要請する。
- 3 いじめは絶対に正当化できないものであるという毅然とした姿勢を示すとともに、家庭でも十分に言い聞かせてもらうよう要請する。
- 4 子どもの変容を図るために、子どもとの今後の関わり方や家庭教育の見直し等について本人や保護者と一緒に考え、具体的に助言する。

【周りで見ていたり、はやし立てたりしている児童への学校の対応策】

- 1 当事者だけでなく、いじめを見ていた児童からも詳しく事情を聞き、実態をできるだけ正確に把握する。
- 2 いじめを見ていた児童に対しても、自分の問題として捉えさせる。
- 3 たとえいじめを止めさせることはできなくても、誰かに知らせる勇気を持つよう伝える。
- 4 はやし立てるなど同調していた児童に対しては、それらの行為はいじめに加担する行為であることを理解させる。
- 5 全児童が、集団の一員として互いを尊重し、認め合う人間関係を構築できるような集団作りを進めていく。

(3) インターネット上のいじめの対応

- 1 インターネット上のいじめの対応に当たっては、その性質上、より速やかに適切な対応をすることに心がける。また、保護者や関係機関との連携にも心がける。
- 2 グループチャット機能を使用した仲間外しなどのいじめについては、被害児童及び加害児童双方から、十分な聞き取りを行い、事実関係を明らかにするとともに、相手の立場に立って考えさせる。
- 3 インターネット上の不適切な書き込み等については、一旦保存した上で、被害の拡大を避けるため、直ちに削除する措置をとる。
- 4 名誉棄損やプライバシー侵害等があった場合、掲示板の管理者やプロバイダに対して速やかに削除を求めるなど必要な措置を講じる。なお、必要に応じて警察や法務局等関係諸機関の協力を求める。
- 5 児童の生命、身体又は財産に重大な被害を生じるおそれがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求める。

8 重大事態への対処

重大事態とは、児童が自殺を企図した場合、身体に重大な傷害を負った場合、金品等に重大な被害を被った場合、精神性の疾患を発症した場合等の、生命、心身又は財産に重大な被害が生じた事態、また、相当の期間（目安は年間30日間）学校を欠席することを余儀なくされる事態のことである。

重大事態と思われる案件が発生した場合には、直ちに教育委員会に報告する。

その後、直ちにいじめ問題対策チームを母体に調査を行い、結果については、教育委員会の指導の下、いじめを受けた児童及びその保護者に対して適切に説明を行うとともに、教育委員会にも報告する。

9 いじめの解消

いじめは、単に謝罪をもって安易に解消とすることはできない。いじめが「解消している」状態とは少なくとも次の要件を満たす必要がある。ただし、以下の要件が満たされている場合であっても必要に応じ、他の事情も考慮し判断するものとする。

(1) いじめに係る行為が止んでいること

被害児童に対する、心理的・物理的な影響を受けない状態が少なくとも3カ月は続いていること。ただし、いじめの事態の重大性等から更に長期の期間が必要とされる場合、いじめ問題対策チームで判断し、より長期の期間を設定するものとする。

(2) 被害児童が心身の苦痛を感じていないこと

被害児童本人とその保護者に対して、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等によって確認する。

いじめが「解消している」状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、教職員は、いじめの被害児童及び加害児童については日常的に注意深く継続して観察する。